

# 習志野市まちをきれいにする条例

平成一五年四月一日施行

# 歩きタバコ・ポイ捨て

# 禁止です

## 習志野市条例

守ろう喫煙マナー  
習志野市

※市内の道路、公園その他の公共の場所や公衆の集まる場所（私有地は除く）では、歩きタバコポイ捨ては禁止です。

※灰皿が設置されている場所で立ち止まって喫煙することは可能ですが、公衆の混雑する場所ではマナーを守りましょう。